

暮らしの現在がわかる情報誌

総務省

MIC MONTHLY MAGAZINE

2020

8

August
Vol.236

特集

国勢調査から
わかること
～令和2年国勢調査を実施します～

地方のかがやき
長野県 下條村

表紙：下條村のそば畑



MIC

Ministry of
Internal Affairs and
Communication



広報誌をスマホなどで閲覧できます



発行：総務省
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 (中央合同庁舎2号館)
電話：03-5253-5111(代表)

22	21	20	18	14	4
MIC NEWS 04 労働力調査・家計調査・小売物価統計調査にご協力ください	MIC NEWS 03 災害時における通信の確保について	MIC NEWS 02 手紙を守るためのルールがあります	MIC NEWS 01 ご存知ですか? 「特定非常災害」の指定	特集 国勢調査からわかること 〈令和2年国勢調査を実施します〉 地方のかがやき 長野県 下條村	

四季折々の日本の祭り 長野県 下條村



大山田神社に 伝わる獅子舞



開催日：10月第2日曜日
※年によっては開催日が異なる場合がある

300年以上続く 奉納獅子舞

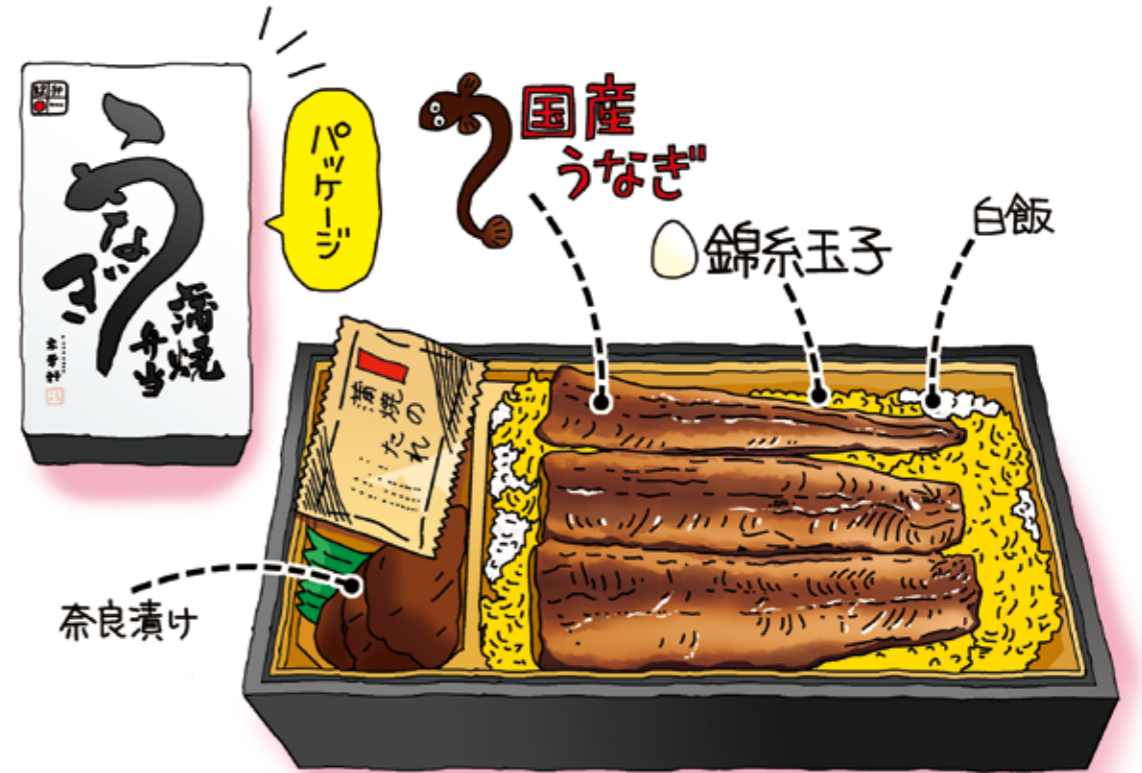
今から1000年以上前(平安時代)から下條村に存在していた大山田神社は、室町時代後期に再建された現在の建物が明治45年に国の特別保護建造物に指定され、国の重要文化財として保護を受けています。

この神社に今から300年以上前に伝わり、祭りの神事として受け継がれている獅子舞があります。おどけたしぐさやユーモラスで独特な形が特徴で、奇妙な面をつけた神主、ヘエオイ、と掛け合いながら踊るその姿は、地域住民や見物人に一体感を生み、現在も祭りを大いに盛り上げています。



駅弁紀行

うなぎ蒲焼き弁当



販売…JR 東京駅、小田原駅、熱海駅
取材協力…東華軒



夏バテに効くうなぎ

疲労回復に有効な栄養素としてビタミンB1がありますが、うなぎにはこのビタミンB1が豊富に含まれています。

田 内で生産されているうなぎは、養殖がほとんどで、その発祥は静岡県の浜名湖といわれています。服部倉治郎が浜名湖で養殖を始めたのが、今から100年以上も前の明治33年のこと。その後、昭和46年に村松啓次郎が、シロコウナギから育てる現在の養殖法が確立したとのことです。
うなぎといえば、夏の「土用の丑の日」に食べる習慣があり、旬もこの時期のように思われますが、養殖うなぎは基本、通年出荷されています。
今回紹介した「うなぎ蒲焼き弁当」も、希少な国産うなぎを使用。ふっくらおいしく仕上げられたかば焼きがどんと載り、下に敷かれた錦糸玉子の相性もよい一品です。



特集

国勢調査からわかること

令和2年国勢調査を実施します

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、10月1日現在で実施します。
 「日本に住む人や世帯」について知ること、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。
 本特集では、「国勢調査」からわかる日本の今の姿やこの調査の内容について紹介します。
 「国勢調査」は日本に住む全ての人と世帯が対象です。ぜひ、皆さまのご回答をお願いいたします。



国勢調査 100年
1920-2020

国勢調査 100年のあゆみ

総務省統計局では、国勢調査100年の節目を迎えるに当たり、国勢調査の歴史、各回の調査結果の概略とこれにまつわる話題をまとめた「国勢調査100年のあゆみ」を刊行しました。

国勢調査は、この100年の間、日本の国と地域の人口とその構造、世帯の実態を明らかにし、様々な統計データを社会に提供してきました。

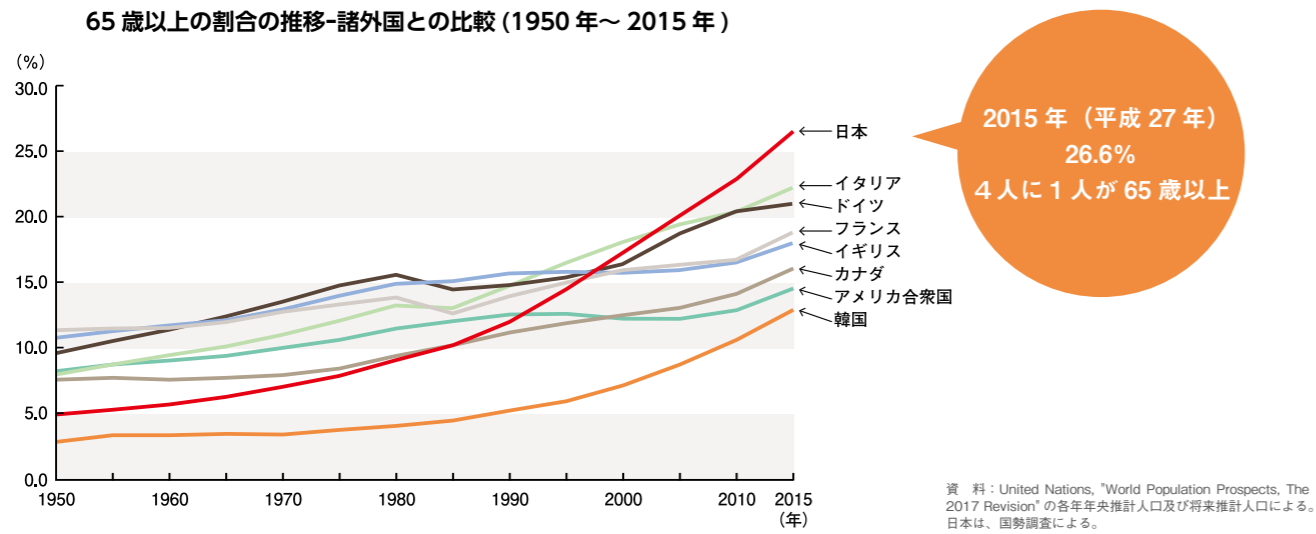
多くの方にご覧いただき、国勢調査への関心と理解を深めていただければ幸いです。

URL <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/ayumi/>

国勢調査のデータをみてみよう

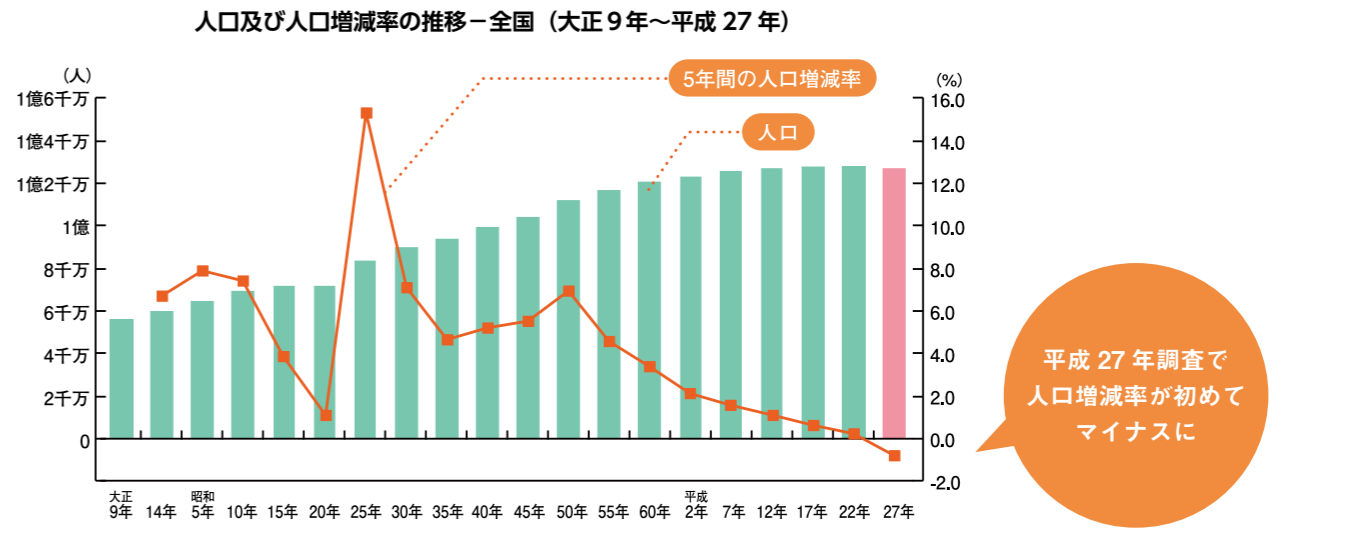
3 諸外国に比べて急速に進む我が国の高齢化

我が国の65歳以上人口の割合は、諸外国に比べて急速に上昇を続けており、2015年（平成27年）は26.6%と、4人に1人が65歳以上となっています。



1 大正9年の調査開始以来、初めての人口減少

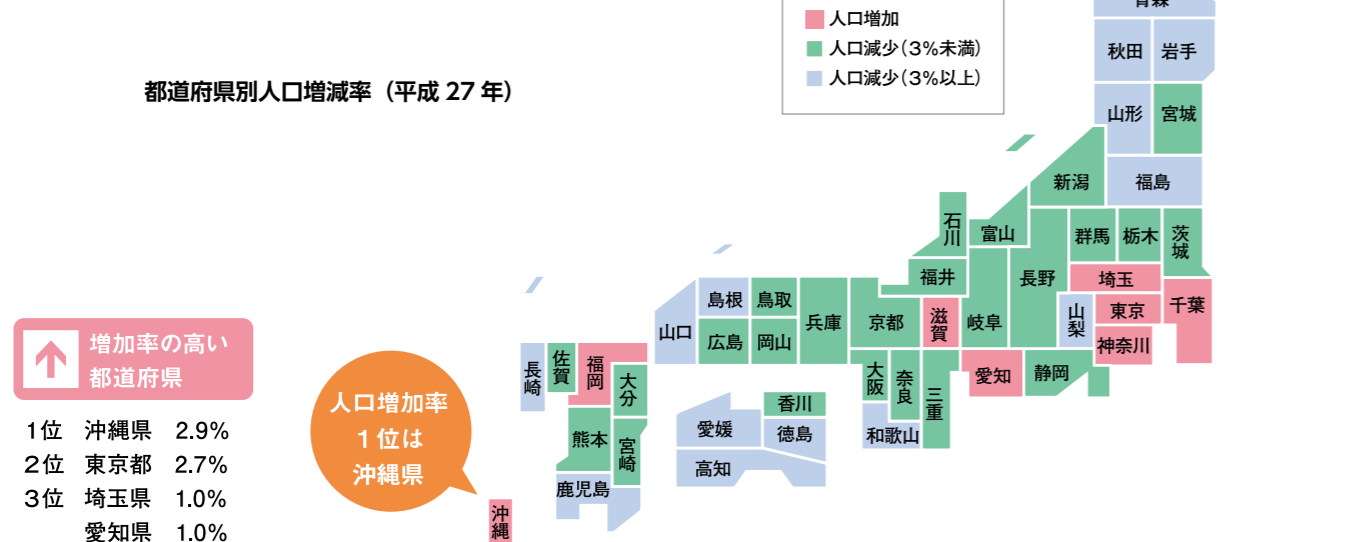
平成27年国勢調査による10月1日現在の日本の人口は1億2709万4745人であり、大正9年の国勢調査開始以来、初めての人口減少となりました。平成22年と比べると、人口は96万2607人減少しています。



4 沖縄県、東京都、埼玉県、愛知県など8都県で人口増加

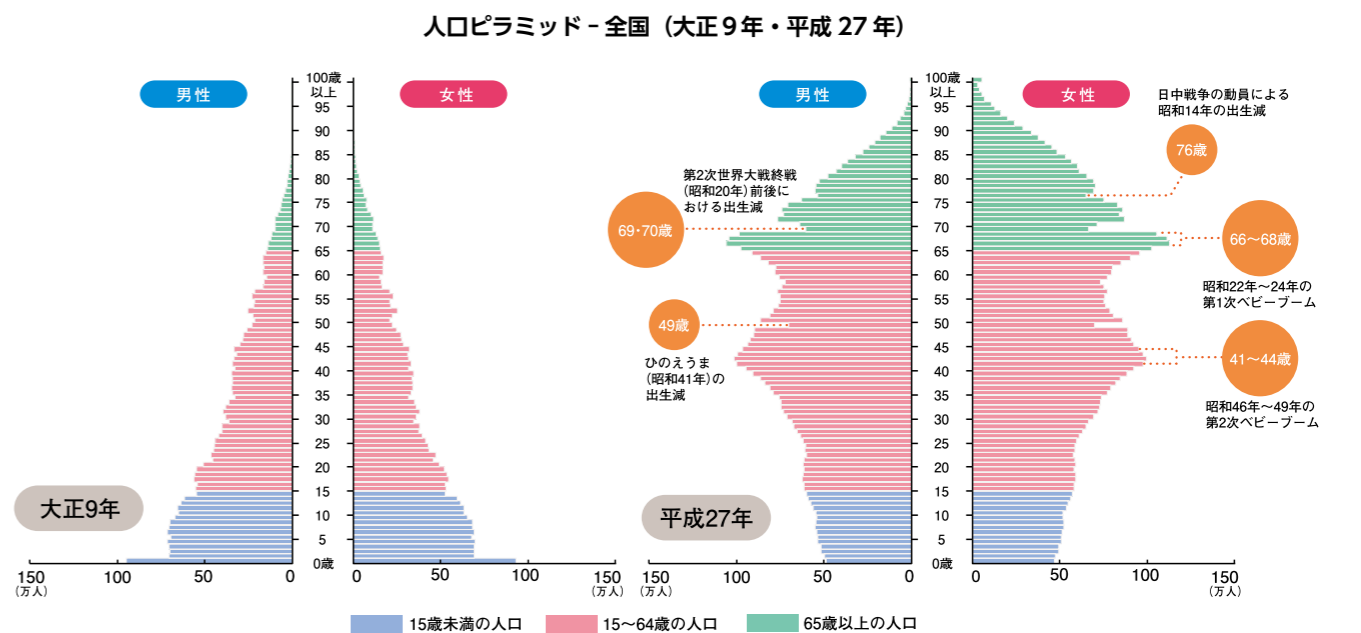
平成22年から27年までの人口増減率を都道府県別にみると、増加は8都県となっており、増加率は沖縄県が2.9%と最も高く、次いで東京都が2.7%、埼玉県及び愛知県が1.0%などとなっています。

一方、減少は39道府県となっており、減少率は秋田県の5.8%が最も高くなっています。



2 人口ピラミッド～多産多死社会から少子高齢化社会へ

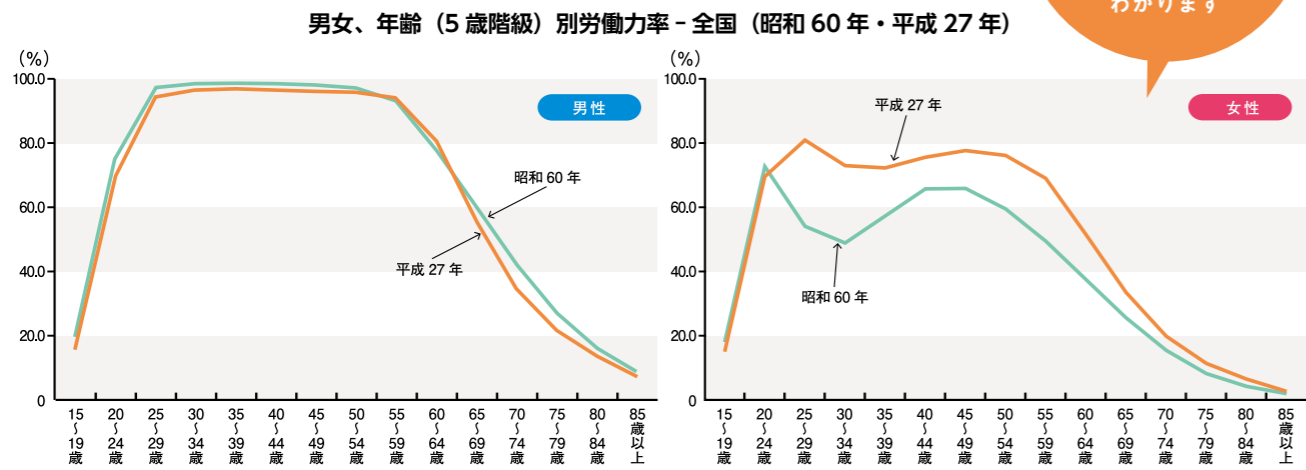
人口ピラミッドで年齢構成の変化をみると、大正9年は若い年齢の人口が多く裾野の広い、正に「ピラミッド」のような形をしていました。平成27年は、ベビーブームの出生数の増加とその後の出生数の減少を反映し、2つのふくらみを持ち、その下がすぼまった細長い「つぼ」のような形となっています。



7 M字カーブの底が30～34歳から35～39歳に

女性の年齢（5歳階級）別労働力率について、いわゆる男女雇用機会均等法が施行される直前の昭和60年と直近の平成27年を比較すると、M字カーブの底は、昭和60年は30～34歳となっていたが、平成27年には35～39歳となっています。また、昭和60年に比べ平成27年はM字カーブの底は上昇しています。

過去と比較して女性の出産・育児をする年代が高くなっていることや、働き続ける女性が増えていることがわかります

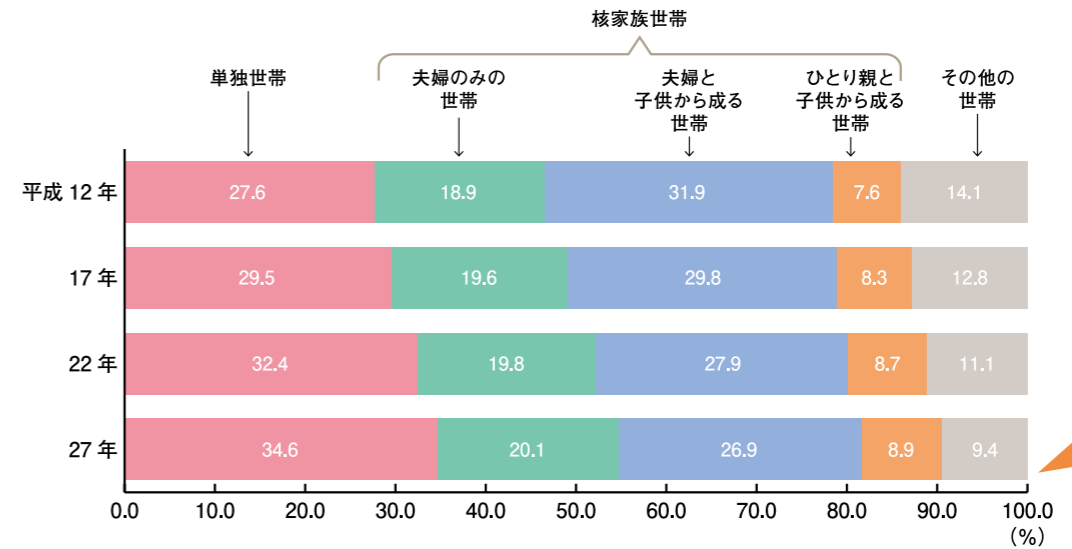


注1) 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合
注2) M字カーブとは、女性の労働力率が、出産期などに当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することにより描かれる折れ線グラフの形のことをいう。

5 一般世帯の3分の1以上が「単独世帯」

一般世帯を世帯の家族類型別割合で見ると、平成12年は「夫婦と子どもから成る世帯」（31.9%）が最も高くなっていましたが、27年は「単独世帯」（34.6%）が最も高く、一般世帯の3分の1以上となっています。

一般世帯の家族類型別割合の推移 - 全国（平成12年～平成27年）



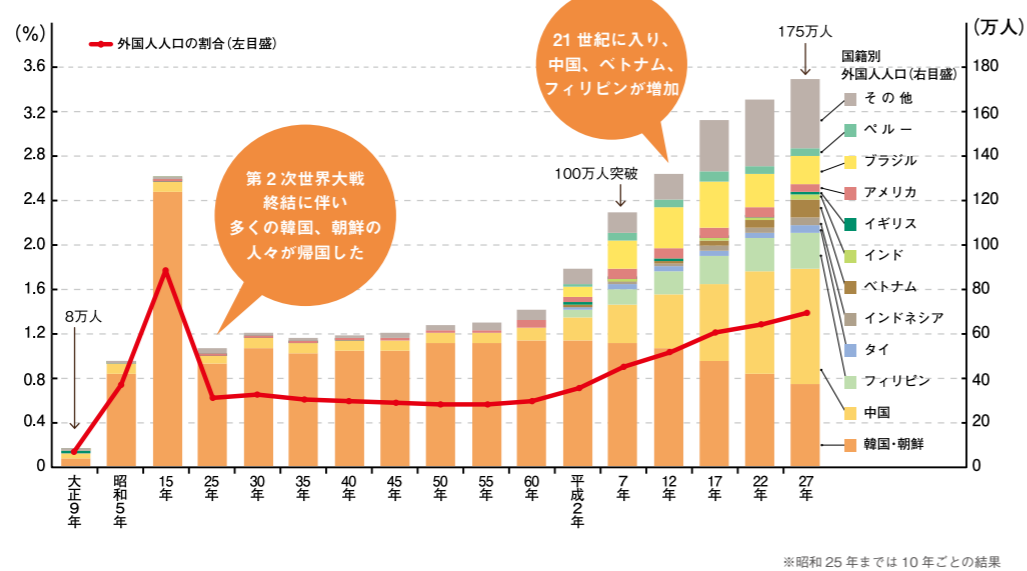
平成27年は単独世帯の割合が最も高い

注) 平成12年および17年の数値は、新分類区分による遡及集計結果による。

8 増加傾向にある我が国の外国人

大正9年以降の外国人人口の推移をみると、大正9年は8万人（総人口に占める割合0.1%）でしたが、平成7年には114万人（同0.9%）と100万人を超え、平成27年には175万人（同1.4%）となっています。

国籍別外国人人口及び割合の推移 - 全国（大正9年～平成27年）

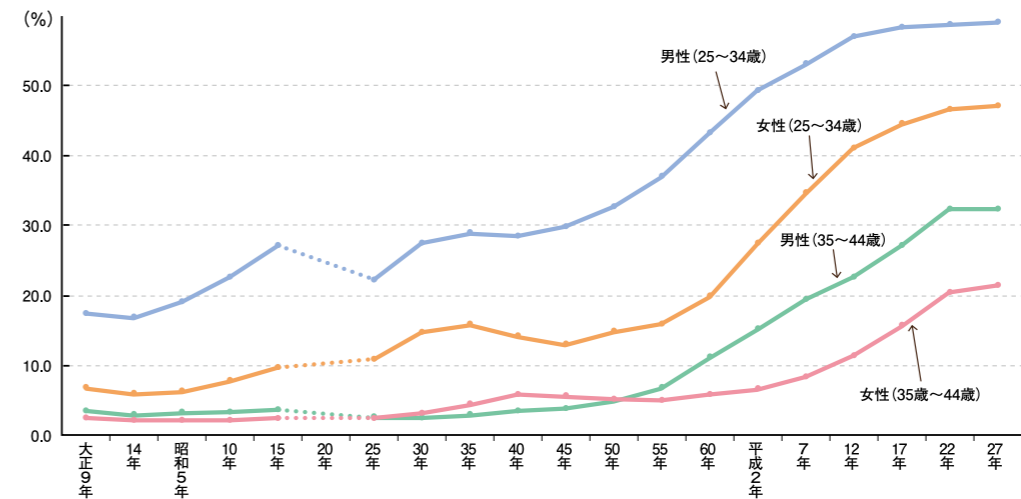


注1) 昭和25～40年の「その他」は韓国・朝鮮、中国、イギリス、アメリカ籍以外。昭和45～55年は韓国・朝鮮、中国、アメリカ籍以外。
注2) 昭和30年は沖縄県を含めない（割合を除く）。
注3) 昭和40年は20%抽出集計結果による（割合を除く）。
注4) 平成2～17年は、外国人に関する特別集計結果による。
注5) 大正9年の「イギリス」はインド、カナダ、オーストラリア籍を含む。
注6) 昭和25年、35年、40年の「イギリス」は沖縄県のイギリス籍を含まない。
注7) 昭和35年、40年の「韓国・朝鮮」は沖縄県の韓国・朝鮮籍を含まない。
注8) 昭和35年、40年の「その他」は沖縄県の韓国・朝鮮籍を含む。
注9) 割合は分母に無国籍及び国名「不詳」を含めて算出。

6 25～34歳の「未婚」の割合は男女ともに過去最高

25～34歳人口の「未婚」の割合を男女別にみると、平成27年は男性59.0%、女性47.0%で、男女ともに調査開始以来最も高くなっています。また、女性よりも男性の「未婚」の割合が高くなっていますが、その差は縮小傾向にあります。

男女別「未婚」割合の推移 - 全国（大正9年～平成27年）

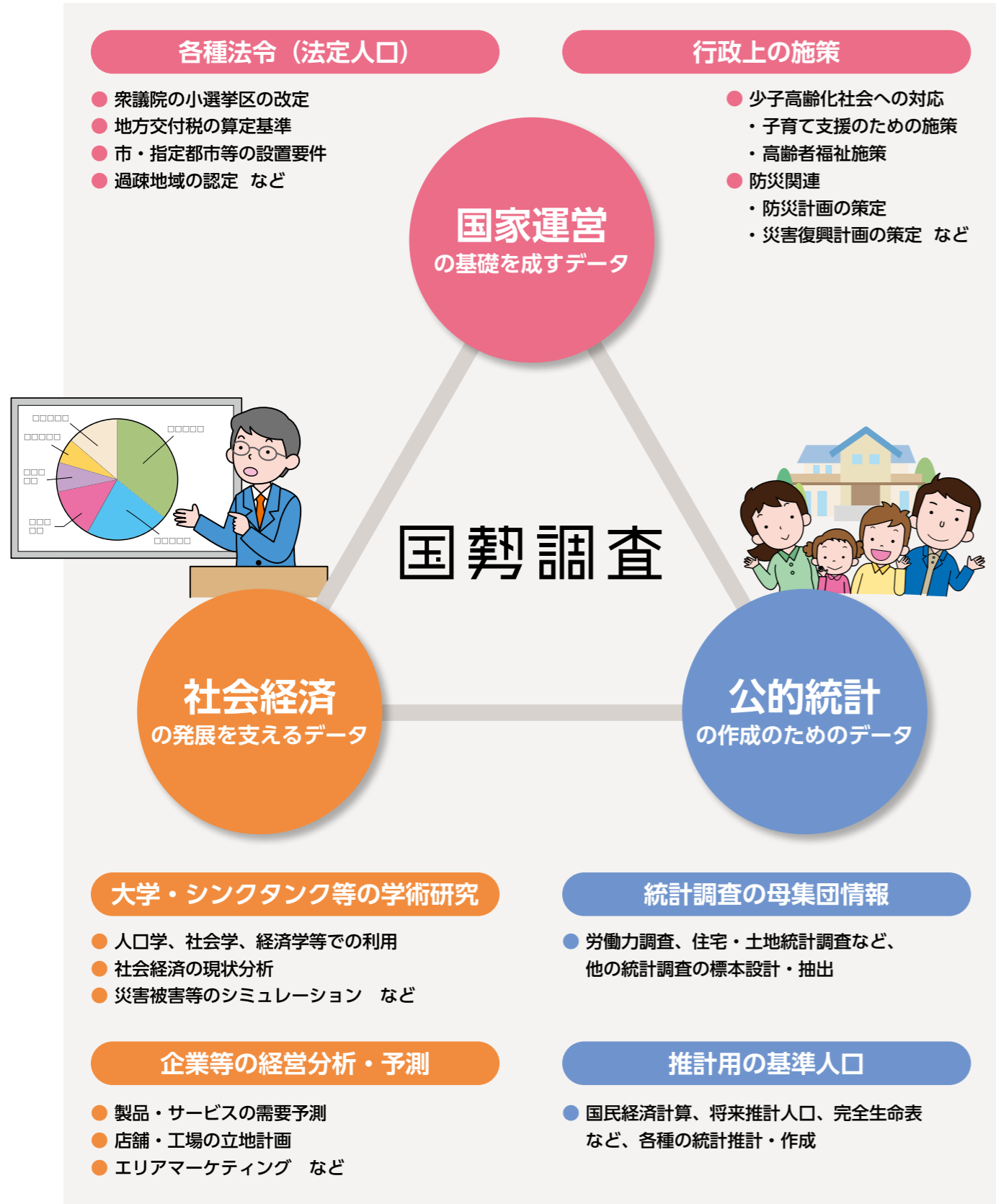


平成27年
25歳～34歳
男性：59.0%
女性：47.0%
男女ともに「未婚」の割合は過去最高

注1) 昭和20年は該当数値がないため点線で表している。
注2) 昭和15年は、日本人のみの「全人口」である。
注3) 昭和25年は、沖縄県の本土籍の日本人及び外国人を除く。

国勢調査はこのように役立っています

国勢調査から得られるデータは、国や地方公共団体における行政の運営をはじめ、国民の共有財産として学術研究や企業活動など幅広く活用されています。また、公的統計を作成する上での基礎データとしても用いられます。



イメージキャラクター紹介

センサスくん

センサスくんは、国勢調査が赤ちゃんからお年寄りまで一人の漏れもなく調査しなければならないことから、未来の時代を担う赤ちゃんをイメージキャラクターとして、平成27年国勢調査で誕生しました。なお、「センサスくん」の名前の由来は、国勢調査を表す人口センサスからきています。



みらいちゃん

みらいちゃんは、インターネットによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして、平成27年国勢調査で誕生しました。



センサスくん、みらいちゃんは総務省統計局が実施する様々な調査を応援するイメージキャラクターとして活躍しています。

回答はかんたん便利なインターネットで

国勢調査への回答は、新型コロナウイルス感染防止のため、できる限りインターネットをご活用ください。
皆様のご協力をよろしく申し上げます。 ※郵送も可能です

国勢調査 2020 総合サイトのご紹介

国勢調査の情報発信の拠点として、「国勢調査 2020 総合サイト」を開設しています。
芦田愛菜さんがナビゲーターとして、要潤さん、川栄李奈さん、デーブ・スペクターさんとともに、国勢調査の理解促進を図ります。



詳しくは、以下の URL からご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



24 時間いつでも回答

スマートフォン、タブレット、パソコンからいつでも回答することができます。



回答サイトにかんたんアクセス!

「国勢調査オンライン(回答サイト)」には、QRコードもしくは検索からかんたんにアクセスできます。

QRコードから



検索サイトから

国勢調査オンライン 🔍 検索

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの商標登録です

厳重なセキュリティ

回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されているので安心・安全です。



エコ&効率化

書類を運ぶ際に発生するCO₂や事務コストを減らすことができるやさしい回答方法です。



令和 2 年国勢調査を実施します

1 調査の目的

国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。第1回調査は大正9年に行われ、今回の調査は21回目に当たり、実施100年の節目を迎えます。

2 調査の期日

調査は、令和2年10月1日午前零時現在で行います。

10月1



3 調査の対象

日本に常住している全ての人及び世帯を対象とします。
(外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員やその家族を含む)及び外国軍隊の軍人・軍属(その家族を含む)は除く。)

4 調査事項

1 世帯員に関する事項 (15項目)

- 氏名
- 男女の別
- 出生の年月
- 世帯主との続柄
- 配偶の関係
- 国籍
- 現在の住居における居住期間
- 5年前の住居の所在地
- 在学、卒業等教育の状況
- 就業状態
- 所属の事業所の名称及び事業の種類
- 仕事の種類
- 従業上の地位
- 従業地又は通学地
- 従業地又は通学地までの利用交通手段

2 世帯に関する事項 (4項目)

- 世帯の種類
- 世帯員の数
- 住居の種類
- 住宅の建て方

※設問は全16問

5 調査方法

1 調査の流れ

調査は、次の流れによって行います。



2 調査の方法

調査は、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布し、インターネットによる回答受付の開始時期を紙の調査票による回答受付の開始時期よりも前の段階に設定する方法により行います。なお、調査票の提出方法は、次のいずれかの方法を世帯が選択することができます。



6 結果の公表

全国・都道府県・市区町村別の人口・世帯数の速報結果及び男女・年齢別人口などの詳しい結果(確定人口及び世帯数)を順次公表します。その後、産業、職業、従業地・通学地による結果などを公表していく予定です。結果の公表・提供は、統計局ホームページ、報告書などによって行います。

個人情報は守られます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。



長野県

下條村

しもしょうむら

下條村

下條村 DATA

人口：3,592人
(令和2年5月1日)
町の木：ハナノキ
町の花：コスモス
町役場所在地：長野県下伊那郡
下條村睦沢 8801-1

自律が生きるむらづくり

俳優の峰竜太さんが生まれた本村は、長野県の最南端に位置する南信州のほぼ中央で、果樹生産が中心ののどかで風情が残っている村です。明治22年に合併して以来、村民は常に自立を選択し、財政力が乏しくても村民自ら汗をかき、むらづくりをしてきました。本村を南北に縦貫している国道151号線沿いにリニア発生士の埋立候補地があり、隣接する道の駅「信濃路下條」と融合した広域交流の拠点となる施設を計画しています。近い将来、リニア時代も現実的になり、劇的に環境が変わることが予想されますが、先人が培った伝統や文化も守りつつ、村民自らが活躍できるむらづくりに取り組んでまいります。



下條村長
金田憲治

下 條村は長野県南端の下伊那地域のほぼ中央に位置します。村の西部に下條山脈が連なり、ここを水源とする牛ヶ爪川や白又川など多くの河川が東に流れ下り、村の東端の天竜川に注ぎます。気候は冬と夏、昼と夜の気温差が大きい内陸性で、梨やりんごなどの果樹栽培に適しています。そばの栽培も盛んで、年2回、6月と9月の開花期には雄大な南アルプスを背景に白い花が畑一面を覆う印象的な光景が現れます。

村役場のスリム化や職員の意識改革を図るとともに、村民に農道や林道などの施工を行ってもらうなどの工夫によって財政の健全化を実現し、また子育て支援や定住支援に力を入れることで、合計特殊出生率が全国平均を大きく超え、平成16年には2・59を記録するという目覚ましい成果を上げたのです。将来はリニア中央新幹線に加えて中央自動車道と新東名高速道路を結ぶ三遠南信自動車道が全線開通し、県外からのアクセスが格段に向上することになります。未来に向かい、新田の村民は、伝統を受け継ぎつつ、前例にとられない試みにも挑戦しています。

村民たちが自ら汗をかき、未来を創る山間の「奇跡の村」

下條村を一望 新井展望台公園

中央・南アルプスの眺めを満喫できる新井展望公園。無料の双眼鏡が設置されており、標高816mから下條村を一望できる。



打ち立ての名物を賞味 そばの城

平成7年にオープンした道の駅「信濃路下條そばの城」には、そばの手習い道場も。地元特産品特売所「うまいもの館」を併設。



雲海や満天の星空 極楽峠パノラマパーク

伊那盆地を望めるビューポイント。条件が整えば、早朝の雲海や満天の星空を楽しめる。付近は白樺やブナの林があり自然豊か。



釣りやカヌーを満喫 おおぐて湖

親田高原にある景観の美しい人口湖。ルアーフィッシングやバーベキュー、キャンプなどを楽しめる。カヌーの持ち込みも可。



刺激的な薬味で 辛味大根そば

親田地区で栽培される親田辛味大根はカブのような形で辛味成分を多く含む。おろして薬味とすれば、そばとの相性は抜群。



300年の歴史を持つ 下條歌舞伎

例年、中学生によるものと村の歌舞伎保存会によるもの2本立ての定期公演が行われる。村の無形民俗文化財に指定されている。



長野県
下條村

村と住民の協働がもたらした「奇跡」

子育て支援・資材支給



子ども一人ひとりを大切に、地域に愛される保育所を目指している下條保育所。



児童クラブ、つどの広場などからなる子育て支援センター「すくすく」。

道路舗装を行う村民のみなさん。自ら手がけた施設には愛着がわくという。



「奇跡の村」と呼ばれる下條村の参加型のむらづくりの基盤が、建設資材支給事業。村道や農道、水路など必要とする工事を地元住民が申請し、資材の支給を受け、自ら工事を行うものです。大幅にコストを抑えられるほか、住民が自分たちの暮らす地域の課題について考え、汗を流して取り組むことで親睦と交流の輪が広がり、自助・互助・共助・公助の考え方も成熟したといえます。

また、高い合計特殊出生率を達成した下條村には、充実した子育て支援のメニューがあります。第2子は出産祝金8万円、第3子からは出産祝金50万円に加えて育児手当として月々5000円分の商品券が提供されます。3歳以上の保育料は無料、高校生までの医療費も無料です。さらに平成30年度には、親子が気軽に交流できる拠点施設として子育て支援センター「すくすく」を開所しています。

また、高い合計特殊出生率を達成した下條村には、充実した子育て支援のメニューがあります。第2子は出産祝金8万円、第3子からは出産祝金50万円に加えて育児手当として月々5000円分の商品券が提供されます。3歳以上の保育料は無料、高校生までの医療費も無料です。さらに平成30年度には、親子が気軽に交流できる拠点施設として子育て支援センター「すくすく」を開所しています。

活躍するローカルヒーロー 地域戦隊カッセイカマン



オオグテブルー（左）、ダイコンレッド（中）、コスモスピンク（右）。

フキョー怪人のコヨーファンやカカクハカイ、リストランダなどを操り、不景気をもたらして地域の侵略を企てる悪の組織フキョーダと戦い、地域の景気と元気を守り、活性化させるのが地域戦隊カッセイカマンです。

隊員のダイコンレッド（大根辛）、オオグテブルー（白鷺蒼）、コスモスピンク（秋桜桃）は、それぞれ村の名物の辛味大根、観光名所のおおぐて湖、村花のコスモスからのネーミングといえます。

地域戦隊カッセイカマンは、下條村商工会の職員が構想し、メンバーを集め、主題歌を作り、平成15年に活動を始めたローカルヒーローで、道の駅「信濃路下條」を中心に活動していましたが、毎年3月、下條村で各地のローカルヒーローが出演するイベントが開催されたこともあり、人気が高まって岩手県や沖縄県など活躍の場を全国に広がっています。

帰省できない人に届ける ふるさとの味・お届け作戦

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のため4月16日に緊急事態宣言が出たことを受け、下條村も帰省の自粛を要請しましたが、せめて慣れ親しんだ味を楽しんでもらおう、と企画したのが、そばや餅などの特産品と不織布マスクを希望者に送るふるさとの味お届け作戦です。対象は実家が下條村にあり、県外の学校に在学中で、緊急事態宣言発令後1度も帰省していない学生です。休業する事業者を支援する目的もあり、道の駅「信濃路下條そばの城」や農産物直売所「うまいもの館」などから村が買い取って送りました。



1人当たり5,500円相当の支援物資を希望者に送った。



そば、餅、味噌、親田辛味大根などを詰め合わせた。

下條の新名物 美味しいりんごで 作ったシードル



櫻井さん（左）と3代にわたり果樹農園を営む古田さん（右）。

株式会社道の代表・櫻井隼人さんは、FARM & CIDER KANESHIGE というブランドを立ち上げ、下條村でシードルやワインなどを製造しています。原料は高校時代の友人の古田康尋さんが栽培する糖度と酸度のバランスの良いりんごです。商品は高く評価され、2018年に徳島で開催されたオーガニックエコフェスタ2018で、りんご部門で最優秀賞を受賞しました。櫻井さんは「日本の高品質のりんごから作るジャパニーズ・シードルを確立したい」と語ります。



発酵させるための醸造タンクは国や村の補助を受けて整備した。



クラフトサイダー、ワイン、各種シードルとラインナップは豊富。

下條の移住者 こだわりの卵を生産



約300羽を平飼いする。エサは100%国産のもの。

豊かな自然の中でこだわりの卵を生産する絹田さん。

京都府出身の絹田皓士さんは大学卒業後、自然に寄り添いながら生き物を飼う仕事がしたい、と理想の環境を探し求め、下條村で希望に合う物件を見つけて養鶏を始めました。エサは近隣の農家からもらう野菜や果物など。小麦や大豆、米も栽培し、これを原料にオリジナルの醤油も作っています。「村の人たちは温かく迎え入れてくれて、何か困ったことはないかと気にかけてくれます」と絹田さん。「以前から3歳以上の保育料が無料になるなど、村の子育て支援が充実しているのも助かりますね」

住宅施策と少子化対策 若者定住促進住宅の建設

移住・定住にも力を入れる下條村は、若者定住促進住宅メゾンコスモスを10棟建設しています。2LDK、2台分の駐車場付きで家賃は月額3万円台。子育て世代であることや消防団への加入などを入居条件として地域に溶け込む意思のある人に住んでもらっています。ほかにも、住宅新造改築と住宅用地取得・造成への200万円の補助、永住する意思のある世帯への20万円の移住者奨励支度金、空き家・空き店舗を利用して起業した人への最高50万円の補助金などの支援があります。



新たな村民のために移住者交流会（ワークショップ）を開催している。



若者定住促進住宅「メゾンコスモス」で計124戸を供給している。

「特定非常災害」の指定

令和2年7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されたことにより、許認可等の有効期間の延長等が行われます。

令和2年7月豪雨による被害

令和2年7月豪雨（以下「7月豪雨」といいます。）では、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が多数であるとともに、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれています。

特定非常災害への指定

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（以下「法」といいます。）において、政令によって特定

非常災害に指定された災害の被害者の方々の権利利益の保全のために各種の措置をとることができることと規定されています。7月14日（火）、7月豪雨の被害者の方々にも法の措置を適用するために、「令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行され、7月豪雨による災害が「特定非常災害」に指定されました。

権利利益保全のための措置

①行政上の権利利益の満了日の延長
被災者が、自動車運転の免許のよ

います (https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000430.html)。



②期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、7月豪雨による災害を原因として、本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和2年10月30日（金）までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われません（詳細は法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください）。

③法人の破産手続開始の決定の特例

7月豪雨の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、(1)法人が清算中である場合又は(2)法人が支払不能である場合を

除き、令和4年7月2日（土）までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④相続放棄等の熟慮期間の延長

7月豪雨に際し災害救助法が適用された市区町村（注）に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（令和2年7月3日（金）以後に満了するもの）が令和3年3月31日（水）まで延長されます。

⑤民事調停の申立手数料の免除

7月豪雨に際し災害救助法が適用された市区町村に住所等を有している方が、令和2年7月3日（金）から令和5年6月30日（金）までに、7月豪雨による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、手数料の納付が免除されます（詳細は最寄りの裁判所にご相談ください）。

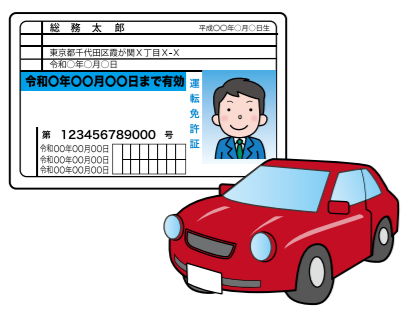



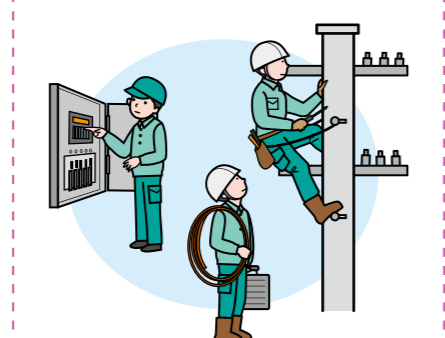

（注）災害救助法が適用された市区町村：
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



行政上の権利利益の満了日の延長について

延長となる許認可等、対象地域、延長後の満了日は、国の行政機関の長によって告示されます。対象地域について、告示において指定がない限り、7月豪雨に際し、災害救助法が適用された市区町村に住所等を有していた方々及び法人が対象になります。延長後の満了日は、令和2年12月28日（月）までの範囲内で、国の行政機関の長が指定します。

【有効期限が延長される許認可等の例】

<p>1 自動車運転の免許</p> 	<p>2 無線局免許</p> 	<p>3 飲食店営業の許可</p> 
<p>4 マンション管理業者の登録</p> 	<p>5 登録電気工事業者の登録</p> 	<p>6 旅行業の登録</p> 

※延長となる許認可等は、随時、国の行政機関の長によって告示されていきます。詳細は、前掲の総務省災害特設ページにてご確認ください。

お問い合わせ先

総務省行政管理局行政手続室
TEL: 03-5253-5353 E-mail: gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp
 ※「権利利益保全等のための措置」③④に係るお問い合わせ先：法務省民事局参事官室
TEL: 03-3580-4111

手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの「信書」は、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができる定められており、宅配便やメール便では、原則として、信書の送付はできません。「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

●「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
●「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こりもしくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

●「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません）。

信書に該当する文書

- 書状
【類例】手紙、はがき
- 請求書の類
【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申請書
- 会議招集通知の類
【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
【類例】免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
【類例】印鑑証明書、納税証明書、住民票の写し
- ダイレクトメール
・ 文書自体に受取人が記載されている文書
・ 商品の購入等利用関係、契約関係等 特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

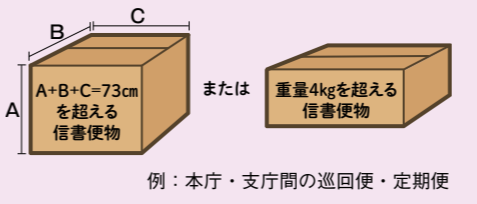
- 書籍の類
【類例】新聞、雑誌、カレンダー、ポスター、カタログ
- 小切手の類
【類例】手形、株券
- プリペイドカードの類
【類例】商品券、図書券
- 乗車券の類
【類例】航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
【類例】キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
・ 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・ 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

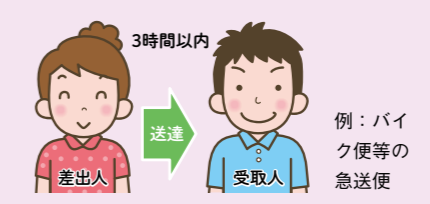
【大型信書便サービス】

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、または重量が4Kgを超える信書便物を送達するもの



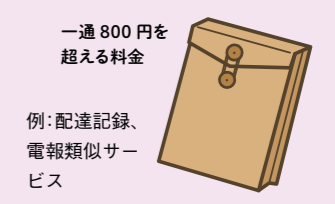
【3時間以内送達】

信書便物が差し出された時から、3時間以内当該信書便物を送達するもの



【高付加価値サービス】

信書便物を送達する料金の額が、800円（国内）を超えるもの



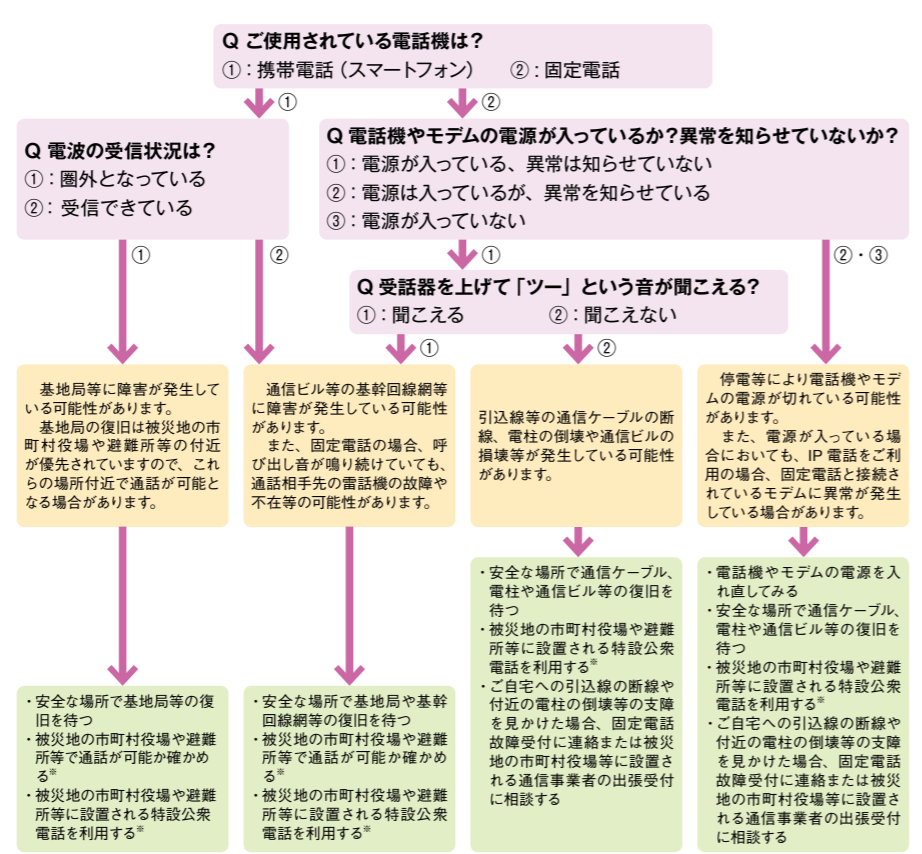
災害時における通信の確保について

令和元年房総半島台風（台風第15号）及び同東日本台風（台風第19号）の際には、広域かつ長時間の停電による影響、携帯電話基地局・通信ビル・電柱等の損壊・倒壊、引込線等の通信ケーブルの断線等により、電話等の通信サービスにつながらない障害などが発生しました。本稿では、このような災害時における通信の確保のための対応についてご紹介します。

災害時における通信の確保について
携帯電話について、停電等により、基地局の機能が停止し、圏外となる場合があります。この場合、通信事業者は、基本的に市区町村役場や避難所等のエリアを優先して復旧に取り組んでいます。利用者においては不要不急の連絡は控えていただき、安全な場所で復旧を待つことが推奨されますが、急を要する連絡が必要な場合は、道中の安全に十分注意しつつ、市区町村役場や避難所等に向かうことで通話が可能となる場合があります。また、市区町村役場や避難所等に設置されている特設公衆電話が利用できる場合があります。

「災害時に役立つ！通信確保のための対応ガイド」について
総務省では、利用者が災害時に通信を確保するための参考としていただくため、「災害時に役立つ！通信確保のための対応ガイド」をとりまとめ、公表しています。是非一度、ご覧ください。

災害時に電話が繋がらない場合の原因と対応



※市区町村役場や避難所等に向かう際には道中の安全を十分にご確認ください。
※可能な限り不要不急の電話は控え、災害用伝言サービス等をご利用ください。

1. 特設公衆電話

災害時において被災者等が無料で使用することができる電話で、市区町村等の要請に基づき、通信事業者（NTT 東日本及びNTT 西日本）により市区町村役場や避難所等に設置されます。

2. 固定電話故障受付 (Web113.113)

Web113は、NTT 東日本及びNTT 西日本が開設するインターネットから連絡可能な故障受付です。

Web113に関する詳細はこちらから
<https://web113.ntt-east.co.jp/>
(NTT 東日本)

<https://www.ntt-west.co.jp/trouble/>
(NTT 西日本)

113はご利用中の通信事業者の故障受付番号です。契約している通信事業者ごとに故障受付電話番号が異なりますのでご注意ください。

事業者名	故障受付電話番号
NTT 東日本	0120-444-113
NTT 西日本	0077-777
KDDI	0800-919-5000
ソフトバンク	

「災害時に役立つ！通信確保のための対応ガイド」アクセス方法

下記 URL または右記 QR コードから掲載 Web ページにアクセスできます。
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/index.html



信書とは・・・

手紙・はがき・納品書・請求書など、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。
総務省情報流通行政局郵政行政部までお問い合わせください。

手紙を守るための ルールがあります。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。 ※宅配便やメール便では、原則として、信書の送付はできません。

信書全般に関するお問い合わせ

☎03-5253-5975

信書便事業への参入・利用に関するお問い合わせ

☎03-5253-5974

E-mail shinsyo_soudan@soumu.go.jp

郵政行政部ホームページ <https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>